

わが家の健康カレンダー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する「わが家の健康カレンダー（以下「健康カレンダー」という。）」に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 健康カレンダーに広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

(広告掲載の基準)

第3条 健康カレンダーに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) その他健康カレンダーに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、健康カレンダーのうち市長が指定する位置とする。

(広告の大きさ、掲載料等)

第5条 広告の大きさ、掲載料等は、次のとおりとする。

広告の種類	1 枠当たりの大きさ	枠数	色数	1 枠当たりの掲載料
1 号広告	縦 60 mm以内、横 80mm 以内	3	4	50,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(募集の方法)

第6条 広告掲載の募集は、健康カレンダーの発行部数、使用開始の予定時期及びその予定期間並びに広告掲載の募集期間等の必要事項を定め、これを市ホームページ等に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 公社、公団、公益法人その他これらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) その他、広告を掲載するものとして適当であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による募集を行う前に、広告パートナー（八戸市広告パートナー制度実施要綱（令和3年2月9日実施）第2条の広告パートナーをいう。以下同じ。）に対し、広告掲載の募集を行うことができるものとする。この場合において、広告パートナ

一からの応募数が募集枠数に達したときは、同項の規定による募集を行わないことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

(1) わが家の健康カレンダー広告掲載申込書（別記第1号様式）

(2) 広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、わが家の健康カレンダー広告掲載通知書（別記第3号様式）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 第3条の要件を満たす応募数が募集枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(掲載決定後の手続)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下又は版下に準ずる電子データを提出しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかったときは、広告掲載料の全額を還付することができる。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、広告主は、市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と広告主とが協議して定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 21 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 26 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 30 日から実施する。